

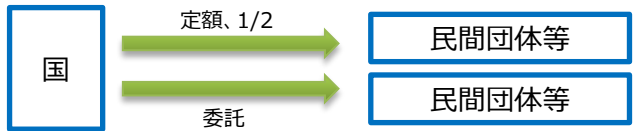
<対策のポイント>
 地理的表示（G I）保護制度の活用・G Iの海外との相互保護実現のため、**G Iの登録申請、展示会の開催を通じた制度の普及を支援するとともに、海外における模倣品の調査を踏まえ、海外における知的財産の保護・侵害対策を支援します。**

<政策目標>
 農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円[平成29年] → 1兆円 [平成31年まで]）

<事業の内容>

- 1. 地理的表示保護制度活用促進事業**
- 国内外におけるG I登録申請、展示会の開催、海外での侵害対策等を支援します。
 - ① G I保護制度の推進
G Iの申請を支援する窓口（G Iサポートデスク）を設置します。
 - ② 知的財産・地域ブランドビジネス化支援
G I製品の紹介やG I保護制度の認知度向上のための展示会の開催を支援します。
 - ③ 海外でのG I保護・侵害対策
海外でのG I申請・登録やG I名称の不正使用への対応を支援します。
- 2. 地理的表示保護制度活用総合推進委託事業**
- 海外でのG I使用の監視・情報発信、日EU・EPAの発効に向けた調査を行います。
 - ① 海外知的財産保護・監視委託事業
海外での我が国G I製品の模倣品やG I製品の名称を監視します。
 - ② G I製品情報発信委託事業
国内外の事業者及び消費者に向けて、G I製品の魅力を複数言語で発信します。
 - ③ 日EU・EPAの発効に向けた調査委託事業
日EU・EPAで合意したG I保護のルールの周知徹底等を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

